

千葉市生活援助型訪問サービス従事者の取扱変更について

日頃より、本市の介護保険事業にご協力いただきありがとうございます。
さて、本市の介護予防・日常生活支援総合事業のうち「生活援助型訪問サービス」については、その供給量が不足している地域がございます。
このような状況に鑑み、本市の「生活援助型訪問サービス」の取扱いについて、以下のとおり変更することとしましたので、事業への積極的な参入を是非ともお願いいたします。

1 生活援助型訪問サービスに従事できる者の要件を変更します。

現行の制度では、ヘルパーの資格を有していない方が業務に従事するためには、本市が主催する研修を受講し、研修修了証の交付を受ける必要がありますが、このことにより、従事者を雇用したい時に雇用することができないといったケースが生じておりました。そこで、今後は雇用のタイミングを逸する事がないよう次のように要件を変更します。

(1) 本市が作成したテキストを用いた研修を事業所内で一定時間行う

(2) (1)の研修実施後、市が主催する直近の研修を受講させる

ことを条件に、(1)の研修終了後から業務に従事できる取扱いとします。事業所における研修実施からサービス従事に至る手続きについては、下記のとおり届出等を行っていただくようお願いします。

1 届出対象者

○千葉市から訪問介護、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービスの指定を受けている事業所

2 届出書類・方法

※番号は、別表「事業所内研修実施から修了までの流れ」に対応しています。

- ① 介護保険事業課に、メールでテキスト送信を要求する。
(送付先メールアドレス：kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp)
件名は、【生活援助型訪問サービス・テキスト送付依頼】としてください。
- ② 各事業所において、千葉市が作成したテキストに沿った研修を実施する。
- ③ 「千葉市生活援助型訪問サービス従事者研修修了報告書(※)」を研修修了日から10日以内に下記提出先に郵送する。届出期限が閉庁日の場合は、直近の開庁日が届出期限となります。
- ④ 修了報告書の提出後、サービスに従事していただけます。

(※) 介護保険事業課のホームページより、電子ファイルをダウンロードしてください。

(掲載箇所：介護保険事業課→生活援助型訪問サービス・事業所内研修の実施に係る手続きについて)

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/sogojigyo_seikat_suenjyokensyu.html

(提出先)

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 介護保険事業課 企画指導班

3 留意点

※次回市が開催する千葉市生活援助型訪問サービス従事者研修を必ず受講してください。

※受理通知に記載されたサービス提供有効期間のみ、研修を実施した事業所においてサービス提供が可能です。